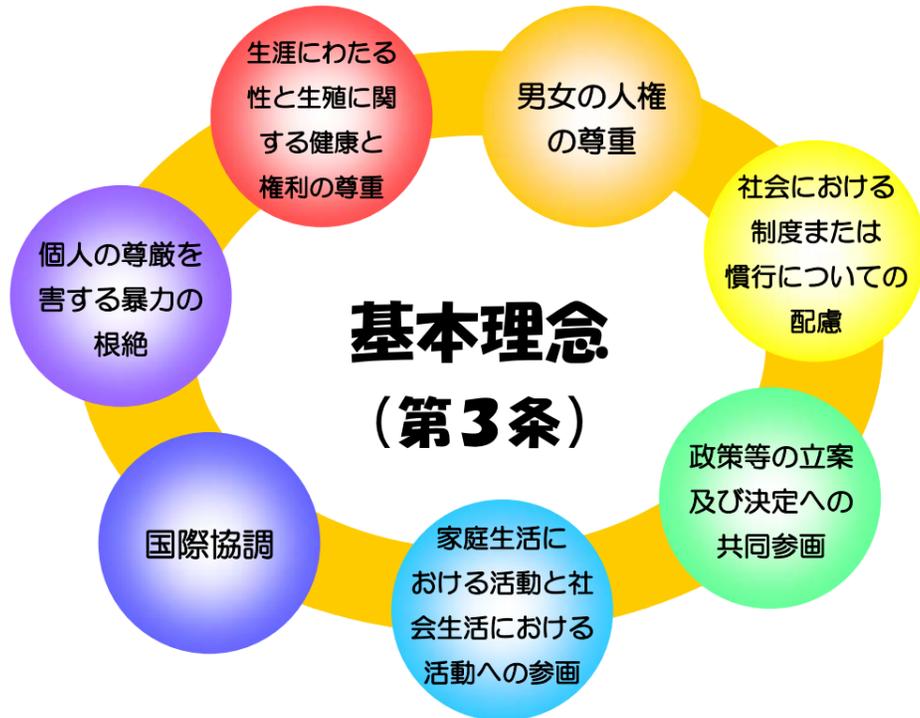


# 北本市男女共同参画推進条例概要

前文

目的  
第1条

定義  
第2条



公衆に表示する情報に関する留意 第10条

## 市の役割（基本的な施策） 第11条から第20条

- 施策を総合的かつ計画的に推進するために基本計画を策定します。
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備します。
- 施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めます。
- 男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めます。
- 市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講じます。
- 市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講じます。
- 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行います。
- 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めます。
- 男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行います。
- 男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表します。

北本市男女共同参画審議会 第21条

苦情の処理等 第22条

## 北本市の取り組み（第4条）

- 男女共同参画社会への理解を深め、基本理念にのっとり、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組みます。
- 自ら率先して、男女共同参画を推進します。

## 市民のみなさんに 取り組んでいただきたいこと (第5条)

- 男女共同参画社会への理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進しましょう。
- 市が行う男女共同参画の推進に関する取り組みに協力をお願いします。

## 教育に携わるみなさんに 取り組んでいただきたいこと (第7条)

- 男女共同参画社会への理解を深め、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行っていきましょう。

## それぞれの責務

### 事業者のみなさんに 取り組んでいただきたいこと (第6条)

- 男女共同参画社会への理解を深め、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組みましょう。
- 市が行う男女共同参画の推進に関する取り組みに協力をお願いします。

### 地域活動に携わるみなさんに 取り組んでいただきたいこと (第8条)

- 男女共同参画社会への理解を深め、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点に配慮した活動を行っていきましょう。

## 性別による権利侵害の禁止（第9条）

- 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはなりません。
- 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはなりません。
- 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはなりません。

### ドメスティック・バイオレンスとは

配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいいます。

### セクシュアル・ハラスメントとは

性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいいます。